

令和7年12月1 0日(水)までの10日間 日(月)



- 全確保と反射材の着用
- 時以降の早めのライト点灯



歩行者の安全確保と反射材の着用

◆ 運転者は、

- 歩行者の安全を確保しながら、思いやりとゆずり合いの心を持って、安全運転に努めましょう。
- 通学路や生活道路など歩行者の多い道路への通り抜けは避け、やむを得ず通行する場合は速度を落とし、細心の注意を払って運転しましょう。
- 横断歩道に近づいたときは、横断歩行者がいないことが明らかな場合を除き、その手前で停止できるような速度で進行して、横断しようとする歩行者の有無を確認しましょう。歩行者が横断歩道を横断中や横断しようとしている場合は、横断歩道の直前で一時停止をして、横断歩行者を優先しましょう。

🔶 歩行者は、

- 夕暮れ時以降の外出時には、暗い中でも目立つよう、明るい色の服装を心掛け、 持ち物等に反射材用品を取り付けましょう。
- 歩行者等横断禁止場所での横断、斜め横断はやめましょう。
- 歩行中にスマートフォンを操作するなど、注意力が散漫になる行為はやめましょう。

🔶 自転車は、

● 自転車の通行が可能な歩道でも、歩道は歩行者が優先です。歩行者の通行を妨げる場合は、必ず 一時停止をして歩行者の通行を優先しましょう。

夕暮れ時以降の早めのライト点灯

◆ 運転者は、

- 夕暮れ時、早めに前照灯を点灯し、自車の存在を知らせましょう。
- 対向車や先行車がない場合は、原則ハイビームで走行しなければなりません。 対向車や先行車があるときは、ロービームに切り替えて走行しましょう。

事業所等は、

■ 従業員等に対して、夕暮れ時、夜間の運転について注意喚起しましょう。

飲酒運転の根絶

◆ 運転者は、

■ お酒に強い、弱いにかかわらず、お酒を飲めば、必ず運転操作等に影響を 及ぼすので、「このくらいは大丈夫」、「少しの距離だから」という考えを捨て、 飲酒運転は絶対にやめましょう。



自転車も酒気帯び運転は処 罰対象です。自転車だから大丈 夫という考えはやめましょう。

♦ 事業者らは、

- 運転者に対するアルコール検 知器を用いた酒気帯びの有無の 確認等、業務に使用する自動車 の使用者等における義務を遵守 しましょう。
- 飲食店等における運転者への 酒類提供禁止の徹底やハンドル キーパー運動の促進など、飲酒 運転根絶に向けた取組を推進し ましょう。



トラックは生活と経済のライフライン

京都府トラック協会は、交通事故の減少を図るため、小学校での出前授業や街頭での啓発活動、飲酒運転根絶に向けた取り組みなど交通事故防止に積極的に取り組んでいます。



